

令和元年度 入札監視委員会議事概要

海上自衛隊

開催日及び場所	令和元年9月25日(水) 福岡第2合同庁舎10階 共用打合室4		
委員	牧角 龍憲 (大学名誉教授)	松藤 泰典 (大学名誉教授)	
	諏佐 マリ (大学准教授)	柴田 祐二 (公認会計士)	
	多川 一成 (弁護士)		

II 契約実施機関が締結する契約（地方防衛局等が発注する建設工事等を除く。）に関する審議

審議対象期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
審議対象件数	7,706件

1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）		
抽出件数	4件	(審議概要) 1 発注実績について 2 抽出事案について
一般競争	3件	
指名競争	0件	
随意契約	1件	
	意見・質問	回 答
○委員からの意見・質問	【発注実績について】 特になし。	<p>・本件は、対馬防備隊にある車庫のシャッター部分が経年劣化により風雨を完全に遮ることができなくなったため、実施した工事である。1者応札となった要因としては、施工場所が離島である対馬であり、遠隔地からの参加者には種々のコストが掛かる等、採算が合わない等とのことから、1者応札になったものと推察される。</p> <p>また、当初、既設の製品で見積りを徴取し、予定価格を算出していたが、業者による現場確認において、汎用品でも設置に問題がないことが確認された。当該汎用品の見積りが徴取できず、かつオープン価格であったため、実勢価格が予定価格に反映で</p>
○それに対する回答等	【抽出事案について】 1 [車庫オーバースライダー改修] (一般競争)(1者応札) ・1者応札及び低落札率の要因は何か。	

	意見・質問	回 答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・落札業者は壱岐の業者であるが、対馬に入札に参加できる業者はいないのか。</p> <p>・仕様書において、製品の形式が文化シャッター又は同等品以上とあるが、納品された製品は文化シャッターなのか。</p> <p>・東洋シャッターを、どのような基準で同等品と判断したのか。</p> <p>2 [博多港における係留等支援] (随意契約)(1者応募)</p> <p>・場所が博多港であれば、対応できる業者が複数あるのではないかと思われるが、1者応募であった。その要因は何か。</p> <p>・落札率100%の要因を説明されたい。</p>	<p>きなかった結果、その差異が低落札率になったものと推察する。</p> <p>・インターネット等で長崎県のホームページ等を確認した結果、建設業者だけでも30者以上あるので、入札に参加できる業者はあると考える。</p> <p>・東洋シャッターの製品である。</p> <p>・既設の文化シャッターの品質及び機能などの規格を満たす製品であることを、業者が提出した書面により確認し、同等品と判断した。</p> <p>・本件は、訓練支援艦てんりゅうの博多港における出入港に際し、えい船による岸壁係留、解らん及び艦艇近傍での待機による係留支援を行う役務である。</p> <p>公募に際し、福岡に所在し、博多港にえい船を配備している会社は4者あること、また、各社の設備、技術面について条件を満たしていることを、博多港タグ事業共同組合に確認している。</p> <p>役務の実施に関して、博多港タグ事業共同組合からは、博多港に出入港するクルーズ船、貨物船等の民間船舶を優先しているため、対応困難との回答があり、結果として1者応募となったものである。</p> <p>・応募のあった会社規定の料金を採用し、予定価格を算定しているためである。</p>

	意見・質問	回 答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従来から、本役務は今回の落札業者が実施しているのか。 ・他社が民間を優先するため実質的に対応可能なのが1者のみであれば、将来的に、この会社に依存することになってしまうのか。 ・何が参入の妨げとなっていると考えるか。 ・艦艇の行動が直前にならないと決まらないことが参入の妨げであるならば、公募条件を見直しても応募状況は変わらないのか。 ・艦艇の行動にはある程度隠密性があると思うが、それと市場性というのは成立するのか。例えば、年間契約で多少割高でも、支援の所要には必ず対応するような契約の形は作れないのか。 ・社内料金を採用したため、落札率100%であったということだが、料金を査定しようがないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ここ数年は、今回の契約相手方が実施している。 ・公募条件の見直し等を検討し、他者の参入が得られるようにしていきたい。 ・民間船舶は、あらかじめ出入港予定が決まっており、先にえい船の予定を押さえている。そのような中で、海上自衛隊の艦艇は、予定が直前に決まったり、途中で変更したりといったことがあるため、会社側の対応が難しい状況である。 ・博多港での係留等支援に関しては、複数の応募を得られるよう、以前より博多港タグ事業協同組合等に情報を提供してきた。今後についても、民間船舶等と海上自衛隊の艦艇のそれぞれの行動によっては、まったく参入できないとは言い切れないことから、引き続き参入の誘引に努めていきたい。 ・やはり平素の行動と、緊急時の行動は区別する必要があるので、平素においては市場性を考慮しなければならない。 ・料金を採用する上で、博多港での同業種4者の料金は確認している。検証の結果、4者の料金は同じであるため、これを市場価格として採用したものである。

	意見・質問	回 答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>3 [薬きょうくず ほか] (一般競争)(複数者応札)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約内容について、説明されたい。 ・予定価格の詳細を説明されたい。 ・売り払う時期としては、一定の数量を溜めた時なのか、市場価格の動向を見て高く売れそうな時なのか。 ・通常の鉄くずに比べて、薬きょうくずは非常に単価が高いが、どのような金属なのか。また、同じ薬きょうくずでも1号と2号とでは、単価が異なるのはなぜか。 ・薬きょうくず以外の金属も同様に溜めて、同時に売払っているのか。 ・弾薬の素材を業者が知ることにより、安全保障に影響することはないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本件は、護衛艦に装備されている大砲や隊員が訓練で使用する小銃などを撃った際に出る薬きょうくず(打ち殻)などの売払いである。 薬きょうくずは2種類あり、1号は砲弾であり、2号は小銃弾、拳銃弾である。 ・予定価格については、素材ごとに経済新聞、積算資料の市況価格及び入札参加業者4者から徴取した見積価格を比較し、最高値を採用して積算した売払価格の総額から、業者が費用負担する解体、運搬及び溶解に係る諸経費の見積価格を減じたものである。 ・廃材の保管スペースが限られているので、一定の数量が溜まったら売払いを実施している。 ・薬きょうくずの素材は真鍮であり、鉄と比較し、単価は高い。 1号は砲弾であり、2号は拳銃弾、小銃弾であるが、1号は、2号よりも寸法が大きく、解体等に手間がかかるため、その差が単価に生じている。 ・薬きょうくず以外にも使用済みの弾薬の構成品である金属を売払っている。 ・弾薬の構成の判別及び再生できないよう、官側にて処理を施した後、売払いを行っており、保全上は問題ない。

	意見・質問	回 答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・溶解は、誰が実施するのか。</p> <p>・落札率が100%に近いが、売払いの場合、入札最高値が予定価格以下の場合でも、落札となるのか。</p> <p>・不調となった場合は、不落随契とするのか。</p> <p>・薬きょうくずと鉄くずなどを一括して売払うのは効率的だが、本件のように、落札率が100%に近い場合、市場価格の変動もあるので、不調のおそれがある。 今後、不調となるようであれば、素材ごとに売り払う方が良いのではないか。</p> <p>4 [警備業務の部外委託] (一般競争)(複数者応札)</p> <p>・自衛隊が警備業務を部外委託する理由を説明されたい。</p> <p>・門が突破された場合、委託された民間人に危害が及ぶことなど、セキュリティの問題が生じることはないのか。</p>	<p>・溶解は業者が実施し、業者からは溶解したことを証明する書類を提出させることで、確実に処置されたことを確認している。</p> <p>・入札金額が予定価格以上でなければ、不調となる。</p> <p>・最初の入札で不調となった場合は、再度公告入札を実施する。</p> <p>・薬きょうくず等を保管するスペースを考慮しつつ、素材ごとに区分し売払うことについても検討する。</p> <p>・平成18年の行政改革推進法において、国の行政機関の一般職員と同様に自衛官の定員も削減され、防衛省では、自衛官でなくても実施できる業務として教育、給養等の分野で民間委託が推進された。鹿屋航空基地では、警備業務の一部である出入門管理業務については民間人でもできると判断し、部外委託している。</p> <p>・門が突破された場合は、門の後ろの哨舎に自衛官が控えており、速やかに対処するため問題はない。</p>

	意見・質問	回 答
○委員からの意見・質問	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容を説明されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出入門者の身分証及び車両の通門証等の確認を実施している。
○それに対する回答等	<ul style="list-style-type: none"> ・低落札率の要因を説明されたい。また、適正な履行がなされるのか。 ・予定価格算定について、説明されたい。 ・入札した2者の入札価格が倍ぐらい違うが、これをどのように考えるか。また、応札業者は以前から入札しているのか。 ・近年、落札業者が継続して落札しているのか。 ・過去5年間の落札率は、今回と同様に低かったのか。 ・予定価格の積算方法を平成30年度から変えたのはなぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・競争原理が働いたものと推察される。また、履行については、官側の監督検査により、適正に履行されていることを確認している。 ・一般に公表されている建築業務積算基準に基づいた積算価格と、入札参加業者から徴取した業者見積りを比較し、安価であった建築業務積算基準を基とした積算価格を予定価格とした。 ・落札業者は落札実績があり、経験により経費等が軽減されているものと推察される。また、もう一方の応札業者も、以前から応札している。 ・過去5年間は、今回の落札業者が落札している。 ・過去5年間の落札率は高かった。29年度以前は、建築業務積算基準に基づいた積算価格と、前年度の落札業者から徴取した見積りに前年度の見積り比率（見積りと落札額の比率）を掛けた価格を比較し、安価であった見積りに見積り比率を掛けた価格を予定価格としていた。 ・徴取した見積りに前年度の見積り比率を掛けた予定価格では、落札額が年々低下するおそれがあり、将来的に不調・不成立の可能性もあることから、積算方法を見直したものである。

	意見・質問	回 答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・落札率が約67%であるが、法令で決められている最低賃金は支払われることになるのか。 ・仕様書において、正門では8時から16時45分と17時45分から24時、西門では1645から1745が業務時間となっているが、24時から8時までは、どうしているのか。 ・契約件名が警備業務では誤解を与える可能性がある。件名の変更について検討されたい。 ・予定価格は公表しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県の最低賃金を基に積算した金額と落札額を比較して、落札額は最低賃金を上回っていた。 ・出入門の出入りが閑散となる24時から8時の時間帯は、自衛官のみで実施している。 ・業務内容は出入門管理業務であり、競争阻害の要因とならないよう、件名については検討する。 ・原則として、公表している。
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>なし</p>	